

内閣法制局と枝野国務大臣との法的な関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年三月二十四日

参議院議長 江田 五月 殿

脇 雅 史

内閣法制局と枝野国務大臣との法的な関係に関する質問主意書

本年二月十二日、鳩山内閣総理大臣は枝野国務大臣に対し、内閣の法令解釈に関する事務についても担当するよう指示したとの記者発表があつた。また、枝野国務大臣は同十九日の閣僚懇談会で、内閣の法令解釈について「私が決定権、判断権を持ち、最終的には閣議で決定をする」と発言したと報道されている。しかし、内閣法制局と枝野国務大臣との関係は不明確のままである。そこで、内閣法制局と枝野国務大臣との法的な関係を明らかにされたい。

右質問する。

